

国立大学法人豊橋技術科学大学マテリアル先端リサーチインフラ施設及び設備利用約款

豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所

令和7（2025）年12月9日

（適用範囲）

第1条 この約款は、国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）が保有し、文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ（以下「ARIM事業」という。）に登録している施設及び設備（以下「ARIM共用設備等」という。3条で定義。）を、科学技術に関する研究開発を行う研究者等でARIM事業利用者（以下「利用者」という。）への共用に供する場合に適用します。

ARIM共用設備等の利用者は、ARIM共用設備等の利用に際して本約款を遵守する義務を負い、本約款に同意したものとみなします。

（定義）

第2条 この約款において、「利用」とは、ARIM共用設備等の利用中の維持管理、実験データ等の取得、実験用試料等の処理等を、利用者が自ら行うことを前提とし、利用者が主体的に又は本学の協力を得て行う研究開発に対し、当該ARIM共用設備等を有償により利用することをいいます。

2 この約款において「秘密情報」とは、本学又は利用者が相手方に開示した技術情報、自己の事業又は運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものも含む）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうえ秘密である旨通知されたものの総称をいいます。ただし、次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 相手方から秘密情報を知得した時点で既に保有していたことが書面により立証できる情報であるものの

四 相手方から開示を受けた秘密情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できるもの

五 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの

3 この約款において、「知的財産権等」とは、国立大学法人豊橋技術科学大学職務発明等規程第2条第3項に規定された権利を指します。

4 この約款において「ハブ機関」とは、ARIM事業において該当する重要技術分野を主とする支援業務の実施に責任を有する代表機関で、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学、国立大学法人京都大学及び国立大学法人九州大学の6法人のことをいいます。

5 この約款において、「技術支援員」とは、豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所におけるマテリアル先端リサーチインフラ事業に係る研究設備・機器利用等に関する取扱要項第2条に規定された技術支援員を指します。

6 この約款において、「本事業機関」とは、ARIM事業に参画する下記26機関をいいます。

記

国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人北海道大学、公立大学法人公立千歳科学技術大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、学校法人早稲田大学、国立大学法人東京科学大学、国立大学法人電気通信大学、国立大学法人北陸先端科学技術学院大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人名古屋工業大学、学校法人トヨタ学園豊田工业大学、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、国立大学法人大阪大学、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大

学法人奈良先端科学技術大学院大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人香川大学、国立大学法人豊橋技術科学大学

(ARIM共用設備等)

第3条 ARIM共用設備等は、本学がARIM事業へ登録した設備及び設備群を指します。

(利用の申込)

第4条 ARIM共用設備等の利用を希望する利用者は、本学が別に定める方法により、以下の事項を明示して、豊橋技術科学大学長宛てに申込みを行って下さい。

- 一 利用者全員の氏名、所属、連絡先等
- 二 研究課題の概要
- 三 利用を希望するARIM共用設備等の名称等又はARIM共用設備等の利用の目的
- 四 役務提供、技術補助（第8条第2項）又は技術代行（第8条第3項）の希望の有無
- 五 利用にあたっての遵守事項の承諾
- 六 その他の必要となる利用条件

(利用の受入)

第5条 本学は、ARIM事業の主旨に沿って、以下の要件を検討した上で、利用可否の決定をします。

- 一 第3条に定めるARIM共用設備等の利用を希望するものであること。
 - 二 利用が、科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。
 - 三 利用が、本学の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと。
 - 四 約款及び本学より当該ARIM共用設備等に固有の特約等が示された場合の当該特約等に同意していること。
 - 五 利用者が、第7条に定める遵守事項に違反するおそれがないこと。
 - 六 利用者又はその者の所属機関が、第9条に定める利用料を負担する能力を有していること。
 - 七 利用者又はその者の所属機関が、第15条に定める損害を賠償する能力を有していること。
 - 八 研究開発要素が含まれ、かつ、他の民間分析・加工・合成サービス等での対応が難しいもの
 - 九 本学が有する研究力及び技術力・ノウハウ等が求められるもの
 - 十 重要技術領域の推進及びデータ創出の観点で必要性・重要性が認められるもの
 - 十一 本学が保有する特徴的な研究設備やデータの利用が効果的と考えられるもの
 - 十二 新たな研究テーマの発掘や将来的な共同研究、事業化等への発展性など、利用課題の発展性・将来性が期待されるもの
- 2 本学は、特に前項第一号から第八号までに定める要件のうち、いずれかが満たされない場合は、ARIM共用設備等の利用を受け入れないことがあります。

(利用の取消及び中止)

第6条 本学は、前条第1項各号に定める要件のいずれかが満たされない事態が生じた場合には、前条の利用の受入を取り消すこと又は利用の中止を命ずることができます。

- 2 本学は、前項の規定にかかわらず、本学が管理上の必要があると認める場合には、利用者に対して、利用の中止を命ずることができます。

(遵守事項)

第7条 利用者は次に掲げる事項を遵守して下さい。

- 一 約款に記載されている事項
- 二 本学の指示及びARIM共用設備等毎に定められている利用に際して守るべき事項
- 三 危険が惹起される行為を行わないこと。
- 四 日本国の法令に違反する行為を行わないこと。
- 五 ARIM共用設備等を破損するおそれがある行為を行わないこと。

- 六 本学の業務遂行に支障となる行為を行わないこと。
- 七 利用の終了時には、ARIM共用設備等を利用開始前の状態に復帰させること。
- 八 その他、利用にあたって本学の定める事項

(役務提供、技術補助及び技術代行)

- 第8条 利用者は、本学と協議の上、ARIM共用設備等の操作、運転等に関して、本学の技術支援員から役務の提供を受けることができます。
- 2 利用者は、本学と協議の上、当該ARIM共用設備等の操作、運転方法、実験試料等の作製方法、実験データ等の解析方法等に関し、本学の技術支援員から技術補助を受けることができます。
 - 3 利用者は、本学と協議の上、観察、分析、解析、加工、試料作製等に関し、本学の技術支援員が実施する技術代行を受けることができる場合があります。

(利用料の支払い)

- 第9条 利用者は、本学より発出される請求書に基づき、本学が定める所定の期日までに支払うものとします。利用料は、本事業の維持費や研究インフラの運営に必要な経費の一部に用いるものとして、ARIM事業の目的及び趣旨に則り、本学において決定した額になります。

(利用料の返還)

- 第10条 本学は、利用者が納付した利用料を返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それらの全部又は一部の返還に関する協議に応じるものとします。
- 一 第6条第2項の規定により本学が利用の中止を命じた場合
 - 二 利用者の責によらないARIM共用設備等の故障又は天災等のやむを得ない事情により、利用が不可能になった場合

(利用の報告)

- 第11条 利用者は、ARIM共用設備等の利用終了後利用申請時に示された期日までに、利用報告書を提出して下さい。提出された報告書は、ARIM事業の目的及び主旨に則り、本学において決定した方法によって、これを公開します。なお、報告書の提出がない場合、ARIM事業に基づく共用設備の利用とはみなされません。

(情報の取扱い)

- 第12条 利用者は、利用の結果得られた情報の管理、保管、消去等を自ら行って下さい。
- 2 本学及び利用者は、この約款に基づく秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の知的財産権等の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを互いに確認します。
 - 3 利用の結果得られた情報及びこれに関連して利用者が所有している情報の全部又は一部を、本学又はハブ機関が管理運営するデータ登録サービスへ登録する場合には、別途、マテリアル先端リサーチインフラ提供データ登録約款に同意いただく必要があります。
 - 4 利用者が第7条に定めた遵守事項に違反した場合若しくは違反していると本学が信じるに足る相当の理由がある場合、第5項に反して秘密情報の第三者開示等を行った場合、第6項に反して秘密情報の目的外使用を行った場合、第7項に該当する場合又はARIM共用設備等の管理運営等に関する特段の必要があると本学が認める場合は、第5項、第6項及び第8項の定めに関わらず、利用者は、本学の求めに応じて、全ての必要な情報を本学に開示しなければなりません。
 - 5 秘密情報の受領者は、秘密情報を第三者に対して開示し又は提供することはできません。ただし、開示目的を達するためであって、開示者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではありません。
 - 6 受領者は、秘密情報を本利用の目的以外のいかなる目的にも使用又は利用することはできません。また、開示目的以外の目的のために秘密情報の全部又は一部を複製することもできません。なお、相手の秘密情報をを利用して知的財産権等を創製することは本利用の目的にはなりません。
 - 7 受領者は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づく開示を命じられた場合は、次の各

号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができます。

- 一 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること。
 - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
 - 三 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること。
- 8 受領者は、この約款に基づく本学の業務の実施又は本利用の目的のために秘密情報を知る必要のある各々の役職員に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、当該情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するものとします。
- 9 受領者は、自己が本約款に基づき負うと同様の義務を前項の開示に係る役職員が負うことにつき、一切の責任を負うことになります。
- 10 本学と利用者は互いに、秘密情報に瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとします。

(個人情報の取得)

第13条 本学は、以下の利用者の個人情報等を、次条に定める目的の達成に必要な範囲において、適法・適正な手段で取得します。

- (1) 氏名
- (2) 所属機関
- (3) 職名
- (4) メールアドレス

(利用目的)

第14条 本学は、利用者の個人情報を、次に掲げる利用目的（以下「本利用目的」といいます。）の範囲内において、取得及び利用いたします。

- (1) 利用状況の管理のため
 - (2) 問合せ対応、メンテナンスや不具合等の各種連絡等のため
 - (3) 利用状況分析のため
 - (4) 利用者がARIM共用設備等を用いて得られた成果に関する情報の収集、分析および公表のため
 - (5) 本約款その他のARIM共用設備等を利用にあたって適用される規約等に違反した利用者の特定や、不正利用をしようとする利用者を特定するため
 - (6) 安全保障貿易管理関連法令の遵守のため
 - (7) シンポジウム・ワークショップ等のイベント等の告知および連絡を行うため
 - (8) 上記の利用目的に付随する行為のため
- 2 収集した個人情報等は、上記利用目的の範囲内でのみ利用し、利用者の同意がある場合および法令に基づく場合を除き、その他の目的では利用しません。
- 3 利用状況の分析結果等を外部に公開する場合は、利用者の特定ができないよう、統計的に処理した情報に限るものとします。

(第三者への提供)

第15条 本学が取得した個人情報は、本事業機関に提供することがあります。利用者は、これに同意するものとします。

- 2 本学は、法令により認められる場合および前項に定める場合を除いて、別途事前に利用者の同意を得ることなく、取得した個人情報を第三者へ提供することはありません。

(安全管理措置)

第16条 本学は、取得した個人情報について、漏えい、滅失、き損、濫用等の防止、その他個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、保有する必要のなくなった個人情報は、すみやかに消去し、適切な管理および保護に努めます。

(個人情報等の開示・訂正・利用停止等)

- 第17条 本学は、利用者からの法に定める開示・訂正・追加・削除・利用停止等の請求（以下「開示等の請求」といいます。）があった場合は、利用者本人であることを確認した上で、合理的な期間および範囲内で速やかに対応します。
- 2 個人情報等の開示・訂正・利用停止等の請求は、次条（個人情報等のお問い合わせ・開示等請求窓口）記載の連絡先に連絡するものとします。

(個人情報等のお問い合わせ・開示等請求窓口)

- 第18条 ARIM共用設備等の利用に関し、個人情報等に関する問い合わせ、開示等の請求等については、下記へ連絡するものとします。

記

国立大学法人豊橋技術科学大学 総務課総務係
住所:〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
Email:somsom[at]office.tut.ac.jp ※[at]を@に変えてください。

(知的財産権等の取扱い)

- 第19条 本学の秘密情報を用いることなく、利用者が利用により新たに得られた知的財産権等は、利用者に帰属するものとします。

(事故補償の免責等)

- 第20条 本学は、利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行いません。
- 2 本学は、施設等の故障等により生じた利用者の損害を賠償する責任を負いません。
- 3 本学は、第6条第2項の規定により利用の中止を命じた場合の利用者の損害を賠償する責任を負いません。
- 4 本学は、利用者が持ち込んだ試料等の滅失又は毀損に対しては、本学の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負いません。
- 5 利用者は、ARIM共用設備等の利用によって第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、本学は当該紛争に関して一切責任を負わないものとします。

(弁償義務)

- 第21条 利用者の故意又は第7条の遵守事項に反する行為による過失によって、ARIM共用設備等の破損など、本学に損害を与えた場合には、利用者及びその所属機関が連帯して弁償していただきます。

(約款の有効期間及び利用終了後の措置)

- 第22条 この約款の有効期間は、第5条における利用の受入日から、利用期間が終了した日又は第11条における利用報告書が提出された日のいずれか遅い日まで（以下「利用終了日」という。）とします。ただし、本約款中、第12条第4項から第6項及び10項の規定は、利用終了日以降5年間有効とし、第20条、第21条、第23条3項及び第24条は利用終了日以降も有効とします。

(約款の変更等)

- 第23条 本学が必要と判断する場合、利用者へ事前に通知することなく、本約款及びARIM共用設備等の利用の内容の一部又は全部を変更、停止又は中止することができるものとし、利用者はこれを承諾します。
- 2 本学が前項の規定により本約款又はARIM共用設備等の利用内容を変更、停止若しくは中止・中断した場合にも、登録者に対しては一切責任を負わないものとし、利用者はこれを承諾します。本学が前項によりARIM共用設備等の利用の提供を終了した場合も同様とします。
- 3 本学がARIM共用設備等の利用の提供を終了した場合、本学は一切の責任を負わないものとし、利用者

はこれを承諾します。

(準拠法、裁判管轄)

第24条 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、特段の定めのない限り日本国法に準拠するものとします。

2 本約款、ARIM共用設備等の利用に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

3 前項の規定にかかわらず、個人である利用者の住所地が日本国外にあるとき又は法人である利用者の本店所在地が日本国外にあるときは、利用者及び本学の本約款又はARIM共用設備等の利用に関する紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会において、当該機関の仲裁規則に基づく仲裁によってのみ解決されるものとします。その仲裁判断は終局的なものであり、利用者と本学双方に対して拘束力を持つものとします。仲裁に要する費用（代理人・弁護士費用を含む）は仲裁判断に特段の定めのない限り、敗訴側が負担するものとします。

附 則

この約款は、令和7（2025）年7月1日から適用する。